

## 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱

制定 令和5年12月1日付け5農産第3228号  
農林水産事務次官依命通知

### (趣旨)

第1 令和5年は6月から9月にかけて、我が国の平均気温として観測史上最高値を記録することとなり、前例のない記録的な猛暑に見舞われたことから、農作物の品質低下や収量減少など農業経営に大きな影響が発生した。地球温暖化が進む中で、このような異常な高温を含めた極端な気象現象は、今後も継続的に発生することが想定され、気候変動に適応した安定的な食料等の生産を行うための効果的な対策を講じることが喫緊の課題となっている。

このためには、高温耐性品種の導入、土づくりや追肥、病害虫管理、作期の変更等の対策について、産地ごとの事情に即した知見を農業者に共有することが必要であることから、各産地の実情に合わせた新品種や新技術の導入実証を支援し、高温環境に適応した栽培体系への転換を図る。

### (通則)

第2 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第3 補助金は、地域の実情や品目に応じた高温耐性品種や高温対策栽培技術を産地に

導入するための実証を支援することにより、高温環境に適応した栽培体系への転換を推進することを目的とする。

(事業の内容等)

第4 本事業は、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が別に定めるところにより、事業実施主体が実施する高温耐性品種や高温対策栽培技術の導入実証による高温環境に適応した栽培体系への転換に向けた取組の実施及びその取組に対する支援を行うものとし、事業メニュー及び事業実施主体は、別表のとおりとする。

(事業実施計画)

第5 事業実施計画の提出に当たっての手続は、農産局長が別に定めるところによるものとする。

(交付の対象及び補助率)

第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、都道府県（以下「補助事業者」という。）が行う第4に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第9 地方農政局長等は、第7第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第7第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第10 補助事業者は、第7第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第9第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第12に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げるもの以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第13 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項

を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第4号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに、地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

- 2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第15 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第5号の概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

- 2 補助事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第11第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が前払金又は概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第7号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

- 3 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実

績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第7第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第17 地方農政局長等は、第16第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 地方農政局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

第18 補助事業者は、第17第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第16第1項に準じて提出するものとする。

- 2 地方農政局長等は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第17第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

- 3 第17第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

第19 地方農政局長等は、第11第1項第2号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 間接補助事業者が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
  - (5) 間接補助事業者が、間接補助金を間接補助事業以外の用途に使用した場合
  - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

#### （財産の管理等）

第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

#### （補助金の経理）

第21 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

- 3 前2項及び第22に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

第22 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第23 補助事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第10の規定による申請の取下げ、第11第1項の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、第13第1項の規定による事業遅延の届出、第14の規定による状況報告、第15第1項の規定による概算払請求、第16第1項の規定による実績報告、第16第2項の規定による年度終了実績報告及び第16第4項の規定による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項の規定により交付申請等が行われた補助事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 補助事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

第24 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第11から第14まで、第16、第18第1項、第19から第21の規定に準ずる条件並びに適正化法、適正化法施行令、交付規則及び本要綱に従うべきという条件を付さなければならない。

- 2 補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さな

ければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- (2) 間接補助事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
- 3 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に先立ち、間接補助事業者に対する間接補助金の交付に際し付す条件の内容について地方農政局長等に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、間接補助事業に関して、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

(指導等)

第25 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(その他)

第26 補助事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、農産局長が別に定めるところによる。

都道府県知事は、市町村等を経由して本事業の実施に係る各種手続を実施する場合には、必要な手続を定めるものとする。

附 則

この通知は、令和5年12月1日から施行する。

別表（第4，第6及び第12関係）

事業メニュー	経費	事業実施主体	補助率	重要な変更
<p>高温対策栽培技術等の実証支援</p>	<p>（1）事業実施主体（都道府県を除く。）が本要綱に基づき行う事業に要する経費 （2）事業実施主体（都道府県に限る。）が本要綱に基づき実施する事業に要する経費</p>	<p>農業者の組織する団体（農産局長が別に定めるものをいう。）、地域農業再生協議会（農産局長が別に定めるものをいう。）、その他協議会（農産局長が別に定めるものをいう。）、都道府県</p>	<p>2分の1以内（1事業実施主体当たりの補助金額の上限は600万円）</p>	<p>事業内容の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

別記様式第1号（第7関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
交付申請書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては北海道農政事務所長  
 沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長 〕

所在地  
団体名  
代表者名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的 別添事業実施計画のとおり
- 2 事業の内容及び計画 別添事業実施計画のとおり
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A+B) 円	負担区分		補助率	備 考
		国庫補助金 (A) 円	その他 (B) 円		
高温対策栽培技術等の実証 支援					
合 計					

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法

人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の  
特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

4 事業の完了予定年月日 ○○年○○月○○日

5 添付書類

事業実施計画書

都道府県の補助金交付規程又は要綱

- (注) 1 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類のうち都道府県の補助金交付規程又は要綱について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第11関係）

令和○年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記のとおり○○（注1）したいので、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第11の規定に基づき申請する。

記（注2）

- （注）1 ○○については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」）と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分（中止の場合は中止部分、廃止の場合は廃止部分）を二段書きとし、変更前（中止の場合は中止前、廃止の場合は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
- 3 事業実施計画書の添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があつたものに限り添付すること（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）。  
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第3号（第13関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
遅延届出書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第13の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
高温対策栽培技術等の 実証支援	円	円	%	円		

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
 3 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」の欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。  
 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称

- その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第14関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
高温対策栽培技術等の実証 支援	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。  
 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第15関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

官署支出官 〇〇 殿

(第15第1項に定める官署支出官名を記入)

所在地  
団体名  
代表者

令和〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(また、併せて、令和〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。)

記

区 分	総事業費	国庫補助金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告	今回請求額 (C)		残 額 (A) - ((B) + (C))		事業完了 予定年月日	備 考
			金 額	出来高		〇月〇日現在の 出来高	金 額	〇月〇日現在の 予定出来高	金 額		
高温対策栽培技術等の 実証支援	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 括弧内は、第14第1項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の「遂行状況報告」欄は空欄とすること。  
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。  
3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16第1項関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地

団体名

代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として高温対策栽培体系への転換支援事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- 4 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」（事業実施主体に対し間接補助金を交付している場合は、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇年〇月〇日に交付を完了した。」）旨を記の3の備考欄に加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 5 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し及び領収書等の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものうち、変更があつたものに限り添付すること。（経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第16第2項関係）

令和〇年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあつた事業について、高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第16第2項の規定により、その実績を報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定年月日
	補助事業に要する経費 (A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかつた場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかつた場合を含む。）

- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分について省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第 8 号（第 16 第 4 項関係）

令和○年度 高温対策栽培体系への転換支援事業補助金  
消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

○○農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務局長  
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在地  
団体名  
代表者

令和○年○月○日付け○○第○○号をもって交付決定通知のあつた高温対策栽培体系への転換支援事業補助金交付等要綱第 16 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (令和○年○月○日付け○○第○○号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税 仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し(税務署受付済のもの)

(2) 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

(3) 3 の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)

(4) 補助事業者が消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同

項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
  - ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
  - ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
  - ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略することとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
  - 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第22関係）

〇〇年度  
農林水産省所管

高温対策栽培体系への転換支援事業補助金調書

国			地方公共団体名										備考
補助事業名	交付決定額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。  
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別記様式第 10 号（第 24 第 2 項第 2 号関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔事業実施主体〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合であって、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。